

令和5年4月1日から「個人情報保護制度」が変わりました

「個人情報保護制度」は、個人情報に関する住民の権利を保障するとともに、個人情報の適正な取り扱いを定め、住民の基本的な権利を擁護するための制度です。本制度は、これまで国の行政機関や各地方公共団体等が別々の法律や条例によって運用してきましたが、「個人情報の保護に関する法律(個人情報保護法)」の改正により、令和5年4月1日から、個人情報保護法による全国的な共通ルールが適用されました。

これを受け、村では「東海村個人情報保護条例」を廃止し、「東海村個人情報保護法施行条例」を新たに制定しました。今後は個人情報保護法に基づき、引き続き、村民の皆さんの権利利益の保護と個人情報の適正な取り扱いに向けて取り組んでいきますので、ご理解とご協力をお願いします。※詳細は、村公式ホームページをご覧ください。



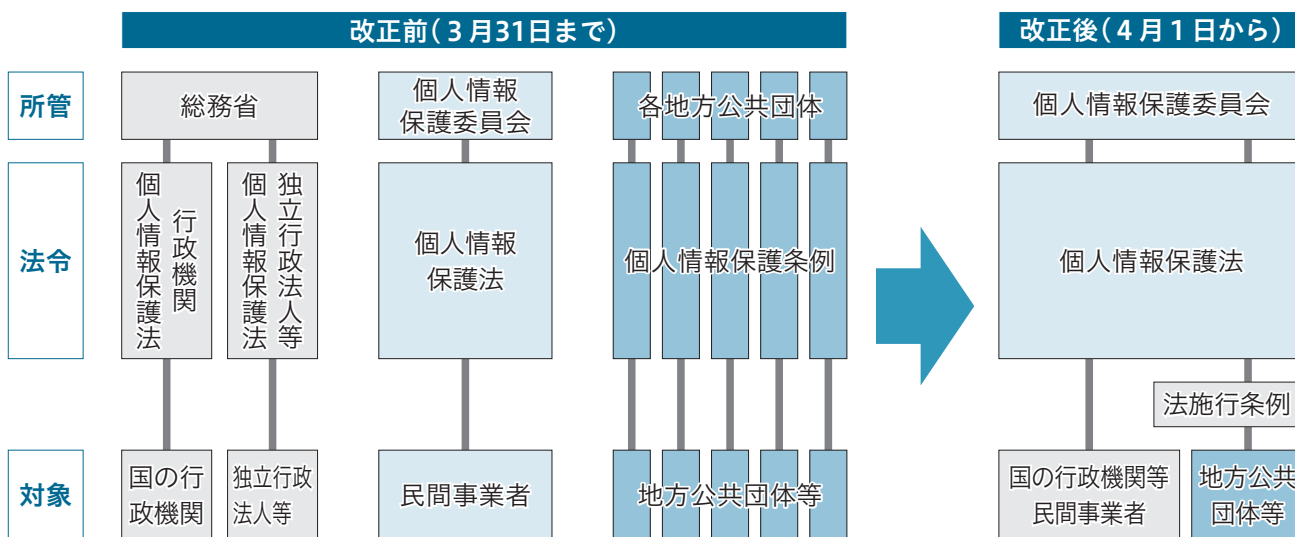
▲詳細はこちら

【制度移行による主な変更点】

▽ 全国的な共通ルールが適用されました

これまで各地方公共団体が定める条例で運用されてきた個人情報保護制度について、改正後の個人情報保護法に基づき全国的な共通ルールが適用されることになりました。

全国共通のルールに!



▽ 個人情報ファイル簿を作成・公表しています

1,000人以上の個人情報を取り扱う個人情報ファイルについて、利用目的や取り扱い項目等を記した帳簿(個人情報ファイル簿)を作成しました。※個人情報ファイル簿は、村公式ホームページで公表しています。

▽ 個人情報開示請求の取り扱い等が変わりました

個人情報開示請求は、村が保有する自分の個人情報の開示を請求することができる制度です。制度移行により、開示請求が可能な方や手続き等が変わりました(右表参照)。

項目	3月31日まで	4月1日から
開示請求が可能な方	▽本人 ▽法定代理人 ▽保護者(心身に重度の障がいがある場合)	▽本人 ▽法定代理人 ▽任意代理人(要委任状等)
請求・開示の方法	▽情報公開コーナー(役場行政棟3階 総務人事課内)	▽情報公開コーナー ▽郵送

▽ 個人情報保護委員会により監督されます

全国統一の個人情報保護法の規定に基づき個人情報が取り扱われるため、国の機関である個人情報保護委員会が、全国の地方公共団体の個人情報の取り扱いを監督することとなりました。

【問い合わせ】総務人事課総務法制担当(☎282-1711 内線1312)